公益社団法人　日本リウマチ友の会　定款

第１章　総　則

（名称）

第１条　この法人は、公益社団法人日本リウマチ友の会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

２　本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更する場合も同様とする。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　本会は、リウマチに関する啓発・リウマチ対策の確立と推進に関する事業を行い、リウマチ性疾患を有する者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を日本全国で行う。

(1)　リウマチ性疾患を有する者の治療及び機能回復に関する必要な施策の充実・強化を図るための啓発、広報に関する事業

(2)　リウマチ性疾患を有する者の治療及び機能回復のための療養相談に関する事業

(3)　リウマチ性疾患に関する調査及び研究

(4)　内外の関連団体との連携及び交流

(5)　その他前条の目的を達成するために必要な事業

第３章　会　員

（種別）

第５条　本会の会員は、次の３種とし、普通会員と特別会員をもって正会員とする。

(1)　普通会員　本会の目的に賛同するリウマチ性疾患を有する者、又はその家族

(2)　特別会員　本会の目的に賛同する個人

(3)　賛助会員　本会の目的に賛同し、本会の事業に賛助する個人、又は団体

２　前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第６条　本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

（会費）

第７条　普通会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

２　特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

３　賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

４　前条及び前項の入会、会費に関わる必要事項は、総会にて別に定める「入会退会及び会費等規程」によるものとする。

（退会）

第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1)　本会の定款その他の規則に違反したとき

(2)　本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3)　その他、除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第10条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　第７条の支払い義務を１年以上履行しなかったとき

(2)　総正会員が同意したとき

(3)　当該会員が死亡し、又は解散したとき

（拠出金品の不返還）

第11条　会員が前3条の場合、その資格を喪失しても既納の会費及びその他の搬出金品は、その理由の如何を問わず返還しないものとする。

第４章　総　会

（種別）

第12条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

２　前項の総会をもって法人法上の社員総会とし、通常総会をもって定時社員総会とする。

（構成）

第13条　総会は、正会員をもって構成する。

（権限）

第14条　総会は、次の事項について決議する。

(1)　会員の除名

(2)　理事及び監事の選任又は解任

(3)　理事及び監事の報酬等の額

(4)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5)　定款の変更

(6)　解散及び残余財産の処分

(7)　基本財産の処分

(8)　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第15条　通常総会は、毎事業年度終了後３か月以内に開催する。

（招集）

第16条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　正会員の議決権の10分の１以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第17条　総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

（議決権）

第18条　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決議）

第19条　総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

(1)　会員の除名

(2)　監事の解任

(3)　定款の変更

(4)　解散

(5)　基本財産の処分

(6)　その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、理事又は監事の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（委任）

第20条　総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2　前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第21条　法令で定めるところによるほか、次の各号を記載した議事録を作成する。

(1)　日時及び場所

(2)　総正会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨記すこと）

(3)　審議事項及び議決事項

(4)　議事の経過の概要及びその結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が、これに記名押印しなければならない。

第５章　役　員

（役員の設置）

第22条　本会に、次の役員を置く。

(1)　理事５名以上20名以内

(2)　監事２名以内

2　理事のうち１名を会長とする。

3　会長以外の理事のうち２名を副会長、１名を常務理事とする。

4　第２項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法91条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第23条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2　会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第24条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の職務を執行する。

2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長、常務理事は、理事会において別に定めるところにより業務を分担執行する。

3　会長、副会長及び常務理事は３か月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところ

により監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（理事及び監事の任期）

第26条　理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2　補欠に選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3　理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第27条　理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。

（報酬等）

第28条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定めることとし、理事の報酬については理事会で、監事の報酬については監事の協議により決定する。

2　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（顧問）

第29条　本会に顧問を若干名置くことができる。

2　顧問は、理事会の推薦を得て会長が委嘱する。

3　顧問は、会長の諮問に応ずる。

4　顧問の任期は2年とし、再任は妨げない。

5　顧問の報酬は無報酬とする。

第6章　理事会

（構成）

第30条　本会に理事会を置く。

2　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第31条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　本会の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

（種類及び開催）

第32条　理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

2　定例理事会は、毎事業年度年4回以上開催する。

3　臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)　会長が必要と認めたとき

(2)　会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき

(3)　法人法第101条第2項及び第3項に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集をしたとき

（招集）

第33条　理事会は、会長が招集する。

2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第34条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第35条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（議長）

第36条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第7章　支　部

（支部）

第37条　本会は、目的達成のため、理事会の承認を得て、総会の議決により、支部を設置することができる。

2　その他支部に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8章　事務局

（設置等）

第38条　本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3　事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4　前項以外の職員は、会長が任免する。

5　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により必要があれば別に定める。

（備置き帳簿及び書類）

第39条　事務所には、法令に定めるところにより次の帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(1)　定款

(2)　会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3)　理事及び監事の名簿

(4)　認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5)　定款に定める機関の議事に関する書類

(6)　財産目録

(7)　役員等の報酬規定

(8)　事業計画書及び収支予算書

(9)　事業報告書及び貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

(10)　監査報告書

(11)　その他、法令で定める帳簿及び書類

2　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令に定めるほか、11章に定める情報公開規定によるものとする。

第9章　資産及び会計

（事業年度）

第40条　本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（財産の構成）

第41条　本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　会費

(2)　寄付金品

(3)　基本財産から生ずる収入

(4)　事業に伴う収入

(5)　その他の収入

2　前項のほか、公益法人へ移行時の財産目録で基本財産として特定された財産を基本財産とする。

（財産の管理）

第42条　前条の財産は、会長が管理し、その方法は理事会において必要があれば別に定める。

（経費の支弁）

第43条　本会の経費は、財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第44条　本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第45条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

2　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事の名簿

(3)　理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

（公益目的取得財産残額の算定）

第46条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類に記載するものとする。

第10章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第47条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第48条　本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第49条　本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第50条　本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章　情報公開及び個人情報の保護等

（情報公開）

第51条　本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況・運営内容・財務資料等を積極的に公開するものとする。

2　情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規則による。

（個人情報の保護）

第52条　本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第12章　公告の方法

第53条　本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する。

（委任）

第54条　この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（附則）

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の代表理事は長谷川三枝子とする。